

「京都 鴨川納涼床」の変遷に関する研究

——江戸期の「名所案内記」, 「紀行文」, 「絵画」から——

鈴木 康 久

要 旨

京都市の中心を流れる鴨川の右岸（西側）に約 100 店舗が床を出す「鴨川納涼床」は、多くの人々が訪れる夏の風物詩の一つとして知られている。その歴史は江戸前期から 350 年以上も続いているが、江戸期に関する研究は、特定の文献の引用が中心であり、経年的に実態を示すには十分とはいえない。そこで本稿では、「名所案内記」、「紀行文」、「絵画」の資料を分析し、社会環境も踏まえながら半世紀毎の特性と変化についての考察を行った。この結果、茶屋が祇園会の神事として四条河原で始めた「鴨川納涼床」は、江戸期を通じて同じ状況ではなく、期間・場所ともに拡大している。内容についても、当初の歌舞伎との混在から見せ物等の全盛、その後、茶屋中心への移行がみられた。この発展には、鴨川と住居地域の境界を明らかにした寛文新堤の役割は大きい。また、「鴨川納涼床」の運営の仕組みとして、公儀、床を持つ茶屋の株、洪水時に小屋の片付けと喧嘩等での死体を処理する組織の存在も示すこともできた。

キーワード：鴨川納涼床、祇園会、鴨川、四条河原、名所案内記

1 はじめに

鴨川に涼を求めて集う人々の姿は、京都の風物詩の一つとして知られている。鴨川での夕涼みは、平安中期の歌人である曾禰好忠が「喫する賀茂の川風吹くくらしも 涼みにゆかん妹をとまなひ」と詠んでいるように千年以上も続いているが、現在の床を用いる形態が始まったのは、江戸前期からと考えられている。これまでの研究では、若原が「風俗研究」（1922 年）で四條河原の納涼床について、元禄期を第一期、宝暦安永を第二期として、文献を用いて賑わう様子を紹介している¹⁾。川嶋は『「洛中洛外」の社会史』（1999 年）で、鴨川の歴史的景観を主題に貞和 5（1349）年以降に鴨川で演じられてきた芸能や、鴨川で床を用いた納涼床が始まった時期について論じており、鴨川納涼床の研究に欠かすことができない成果を残している²⁾。他には、田中らの水辺のアメニティの視点から納涼床の変遷に関する報告などがある³⁾。これらの研究は、江戸期の鴨川納涼床の状況について、文献等を用いてわかりやすく示しているが、特定の文献からの引用が中心であり、江戸期（1603～1868 年）の実態を経年的に示すには十分とはいえない。

そこで本稿では、江戸期に始まった床を用いた鴨川納涼床が、半世紀毎にどのように変化してきたかについて、京都の名所・旧跡・祭事などを体系的に記した「名所案内記・地誌」と、個々の体験等をまとめた「紀行文・見聞雑記」、視覚資料としての「絵画」を用いて整理を試み

ると共に、社会環境との関係からの考察も加えた。

2 分析に用いた資料等

(1) 名所案内記・地誌等

公的な視点も持って名所・旧跡等を記載する名所案内記等については、『新修京都叢書』(1967～72年)全22巻に掲載されている主要な文献と、これまでの研究で鴨川納涼に関する記述が紹介されている『案内者』(1662年)を調査対象とした。『新修京都叢書』(1967～72年)を基本とした理由は、湯浅吉郎、井出八郎、京都府知事大森鍾一、京都市長井上密、西田直二郎博士などの指導等を受けて編纂された『補増京都叢書』(1933～35年)に、さらに文献を加えた本叢書が、網羅的な調査を行うのに適当と考えたからである⁴⁾。本稿の調査対象は表1に示す33冊となる。今回調査を行った33冊の内、鴨川納涼床に関する記載がある文献は、絵図のみが掲載されている『都林泉名勝図会(巻一)』(1799年)など3冊も含め13冊と、約4割が記載している。

(2) 紀行文・見聞雑記等

名所案内記等と異なり、私的な視点で京都を訪れた人々が記した紀行文や見聞雑記等を分析することで、さらに当時の様子を明らかにすることができる。資料については、駒敏郎、村井康彦、森谷尠久が編集の『史料京都見聞記』(1992年)に編纂された55点の紀行文等と50点の見聞雑記を対象とした。本稿では、これらの資料から元禄10(1697)年から享保19(1734)年の間の天変地異や政策的な事項などを記した『月堂見聞集』や茶屋など様子を記した『洛陽勝覧』(1737年)、滝沢馬琴が享和2(1802)年に訪れた京都の印象を記した『鞆旅漫録』など、前述の名所案内記等に記載のない事項を中心に分析を試みた。

(3) 絵画

鴨川納涼床の詳細をさらに理解するために、多くの情報量を持つ視覚資料としての絵画が有効となる。本稿での分析には、鴨川の情景を同じモチーフで16世紀の初頭から描いている「洛中洛外図屏風」と17世紀に描かれた風俗画「四条河原遊楽図」、そして年代がわかる資料として前述の名所案内記・地誌等にある「絵図」を用いた。江戸後期の絵画資料については多いことから、生田耕作が約50点の図版をまとめた『鴨川風雅集』(1990年)に掲載されている山口素絢、清瀾、西村芳園の作品を対象とした⁵⁾。

(4) 用語

本稿では、便宜上、鴨川での床を使った納涼を京都府鴨川条例で使われている「鴨川納涼床」

とし、その形式として床几を置く形式を「床几形式」、江戸期に見られる茶屋や護岸から張り出した形式を「低床形式」、洪水を考慮し水面から約3mの高さに床がある現在の形式を「高床形式」として考察を進める。

なお、鴨川納涼床の江戸期の名称については、調査に用いた名所案内記・地誌等の文献をまとめた表1から名称だけを抜き出すと、「涼み」(1676年)、「四条河原の涼み」(1684年)、「河原夕涼」(1685年)、「四條河原床納涼」(1689年)、「宮川納涼」(1689年)、「四條河原夕涼」(1694年)、「四條河原の納涼」(1694年)、「夕涼」(1704年)、「四條の河原のすずみ」(1714年)、「四條河原涼み」(1757年)、「四條河原夕涼み」(1780年)、「四條河原夕涼」(1799年)と様々で、定まった名称のなかったことがわかる。この点からも条例での名称である「鴨川納涼床」を用いるのは適当と考える。月日については、文献をそのまま引用していることから江戸期の内容については旧暦を、明治以降の状況を記載している部分については新暦での記載となる。

表1 江戸期に発刊された「名所案内記・地誌」での鴨川納涼床に関する記載内容 一覧

書名	著者等	成立年	鴨川納涼の記載の有無と(名称)	鴨川納涼に関する記載内容(記載項目を、「○○」で記す)
京童(巻第一)	中川喜雲 編	明暦4(1658)	無	京都案内記の先駆け 京童が京都の名所を案内する設定。 ・四條河原で、歌舞伎の説明
洛陽名所集(巻之三)	山本泰順 著	万治1(1658)	無	約300の名所の由緒・縁起・高僧略伝を紹介。(別書名:都物語) ・四條河原で、歌舞伎の説明。祇園で祇園会の説明
案内者(巻三)	中川喜雲 著	寛文2(1662)	有(-)	近畿を主に各地の寺社仏閣の祭礼法会等を記載 ・祇園会で、七日から四條河原から三条を限りに茶屋の床あり等。
京雀(第六)	浅井了意 著	寛文5(1665)	無	地域ごとに主な商売、寺社、名所などを案内。 ・五条橋通で、芝居小屋を四條河原へうつす。
扶桑京華志	松野元敬 著	寛文5(1665)	無	山城国全体の地誌 社寺、自然、遺跡などを解説。 ・記載なし
京童跡追	中川喜雲〔著〕	寛文7(1667)	無	『京童』の作者による補遺 京以外に大和、摂津なども記す。 ・記載なし
日次紀事(巻之六)	黒川道祐 著	延宝4(1676)	有(涼み)	主に京における公俗の年中行事を解説。 ・6月7日の神事で、今夜から18日まで東西の茶屋が床、等
出来齋京土産(巻之三)	浅井了意〔著〕	延宝5(1677)	無	主人公出来齋が京の寺社、名所を巡り各地で狂歌を詠む。 ・四條河原で、歌舞伎の説明
京雀跡追(人)	不明	延宝6(1678)	無	『京雀』以後の町の発展をうけて、お店・通りの紹介を増補したもの。 ・四條通で、御旅所参りと歌舞伎の説明
京師巡覧集	丈愚 編	延宝7(1679)	無	漢文体による山城国の地誌 名所旧跡を詩を交えて案内。 ・記載なし
菟萁泥赴(第二)	北村季吟 著	貞享1(1684)	有(四條河原の涼み)	山城国全体の名所を解説「つきねふ」は「やましろ」の枕詞 ・洛陽年中民間風俗で、6月7日14日祇園会の頃、等
京羽二重(巻二)	水雲堂孤松子 著	貞享2(1685)	有(河原夕涼)	縦糸と横糸を緻密に織る羽二重のように京の歴史、町筋、名所、人物等を仔細に案内。 ・年中行事で、6月7日より14日迄 祇園御旅参の間、等
雍州府志	黒川道祐 著	貞享3(1686)	無	山城国の地誌 地理、歴史、名所、くらしなどを総合的に記述。 ・記載なし
近畿歴史記	黒川道祐 著	貞享期頃か	無	著者が『雍州府志』の調査のために各地を訪れた際の紀行文。 ・記載なし
京羽二重織留(巻之一)(巻之二)	水雲堂孤松子 著	元禄2(1689)	有(四條河原床納涼)(宮川納涼)	『京羽二重』に収録しなかった事項を追加した増補版。 ・四季行幸で、祇園 御旅まいり14日迄、18日納涼 ・奇観地で、6月7日より18日まで、甘瓜、酒盃等

書名	著者等	成立年	鴨川納涼の記載の有無と(名称)	鴨川納涼に関する記載内容(記載項目を、「○○で」と記す)
名所都鳥	不明	元禄3 (1690)	無	山城国の名所を山、川、野、古城など41部に分けて紹介。各所にちなむ和歌も付す。 ・記載なし
京独家内手引集 (都すゝめ案内者下)	不明	元禄7 (1694)	有 (四條河原夕涼)	『京雀跡追』の増補となる買物案内書。商職人の住所も書かれている。 ・都年中行夏で、ぎおんのえ神事、7日から14日、諸色あきんと見せを出し茶やは川上に床をならべ、等
堀河之水 (巻二)	富尾似船 著	元禄7 (1694)	有 (四條河原の納涼)	著者の自宅、醒ヶ井通七条南鎌屋町付近の名所を案内。俳諧書の趣もある。 ・納涼付暑で、北は三條の橋を境、五条のおよぶまで、等
花洛細見図 (六之巻)	金屋平右衛門 編	元禄17 (1704)	有 (夕涼)	京の名所、風俗を図説『都名所図会』(1780)のモデルとなった(別書名:宝永花洛細見図)。 ・絵図あり
京城勝覽	貝原益軒 著 下河辺拾水 画	宝永3 (1706)	無	京の名所を17日間で巡る順路を提示する案内記。 ・記載なし
京内まいり	守拙齋 著	宝永5 (1708)	無	京の神社仏閣を3日間で見て回れるようにまとめられた案内記。 ・記載なし
山城名勝志	大島武好 編	正徳1 (1711)	無	およそ2700項目にわたり山城国の名所を過去の資料を引用して紹介。 ・記載なし
山州名跡志	白慧 著	正徳1 (1711)	無	神社・仏閣・名所旧跡の由来、縁起等を記載。 ・記載なし
都名所車	不明	正徳4 (1714)	有 (四條の河原のすゞみ)	洛中洛外の社寺、名所の紹介を記し、旅行者が回りやすいように配列したもの。 ・都年中行事で、7日より18日のみこし洗までなり、等
山城名跡巡行志	浄慧 著	宝暦4 (1754)	無	内裏から神社、仏閣、名所を巡りやすいように並べた案内記。 ・記載なし
山城名所寺物語 (巻之二)	不明	宝暦7 (1757)	有 (四條河原涼み)	洛中洛外の社寺について詳細に紹介。 ・祇園社で、6月7日の晩より、浄瑠璃、歌念仏など
京町鑑	白露 著	宝暦12 (1762)	無	京の町並みを解説し案内する種々の町鑑の中でも代表的な書。 ・記載なし
都名所図会 (巻之二)	秋里籬鳥 著 竹原信繁 画	安永9 (1780)	有 (四條河原夕涼み)	京の名所案内記の代表作。大変好評で、籬鳥により多くの続編が刊行。 ・四条河原夕涼みで、6月7日から18日、内容を詳細に記述
拾遺都名所図会 (巻之一)	秋里籬鳥 著 竹原信繁 画	天明7 (1787)	有 (-)	好評であった前作『都名所図会』の秋里籬鳥による補遺版。 ・稚児の絵図の背景に床几等が描かれている
都花月名所	秋里籬鳥 著	寛政5 (1793)	無	花・月・雪・紅葉などの名所から京を紹介するユニークな案内記。 ・記載なし
都林泉名勝図会 (巻一)	秋里籬鳥 著 佐久間草偃・西村中和・奥文鳴 画	寛政11 (1799)	有 (四條河原夕涼)	主に社寺の庭園(林泉)を解説するが、庭園以外の名所も紹介されている。 ・中島を中心とした詳細図。図絵其一、其二
扁額規範	速水春暁齋 編 合川珉和北川春成 画	文政2 (1819)頃	有 (-)	神社の絵馬に描かれた図を紹介したもの。 ・祇園社旅所之図 延宝4年(1677)の扁額に図絵あり
洛陽十二社靈験記	松浦星洲 著	文政10 (1827)頃	無	12の社寺に祭られる神仏の縁起、功德を解説。 ・記載なし

※京都府立資料館で2005年2~3月に開催された企画展「京の商い-「京」ブランドの今むかし」で配付された資料をベースに、筆者が鴨川納涼に関する記述を記載。

3 鴨川納涼床の変遷

「名所案内記・地誌等」と「紀行文・見聞雑記等」、「絵画」の3つの資料から江戸期(1603~1868年)の鴨川納涼床の変遷について、半世紀毎に社会環境の変化も踏まえながら考察する。

(1) 1603年から1649年

(i) 鴨川納涼床が行われる以前

本稿で分析対象とした紀行文等の文献において、鴨川納涼床に関する記述は確認できなかった。17世紀前期の文献が少なく、後代の文献においても鴨川納涼床の始まりを示す資料がないため断定できないが、鴨川において床を用いた納涼は行われていなかったと推察する。理由は、17世紀前期の情景を描いた「洛中洛外図屏風」や「四条河原遊楽図」の絵画資料による。

「洛中洛外図屏風」は、京都東方面を右隻に、京都西方面を左隻に描き、右隻には鴨川と祇園会の様子を書き込む作品が多く、当時の様子を確認するのに有効な資料である。本稿では2015年に京都文化博物館で開催された企画展「京を描く—洛中洛外の時代—」で出展された『歴博甲本』や『上杉本』から江戸中期までの洛中洛外図屏風を調査対象とした。洛中洛外図屏風の「第一形式」である16世紀に描かれた歴博甲本、東博模本、上杉本、歴博乙本には、四条河原を渡る神輿は描かれているが、鴨川納涼床は描かれていない。江戸期に入っても同様で、川嶋が指摘するように五条河原や四条河原で歌舞伎が描かれる「第二形式」の二条城が描かれ始めた頃の作品に鴨川納涼床を描く屏風を確認できなかった⁶⁾。

次の半世紀にあたる1650年から1699年の項で詳しく述べるが、鴨川納涼床は祇園会の行事として行われており、17世紀前期に鴨川納涼床が行われていたとするなら、四条河原を渡る神輿と同様に鴨川納涼床が描かれている作品が散見されなければならない。本展覧会で展示された約20点の屏風においても、納涼の情景が描かれているのは大和絵師の住吉具慶が「法眼」叙任期(1691~1705年)の間に制作した作品だけであった。作品では、四条河原を中心に川面に置いた「床几形式」と、護岸から張り出した「低床形式」の屋根のある床で納涼を楽しむ様子が描かれており、床几の上には赤や緑の毛氈が敷かれ、紋が書かれた行燈が置かれている⁷⁾。このような納涼床の構図を持つ洛中洛外図屏風は、筆者の知る限りではこの一点のみである。

他に17世紀の鴨川の様子を確認できる資料として「四条河原遊楽図」と称される風俗画がある。本稿では年代別に3点の作品を対象とした。寛永期(1624~44年)の作とされる静嘉堂文庫の『四条河原遊楽図』では、中島と四条通りには歌舞伎を演じる芝居小屋、珍獣を見せる見世物小屋が立ち並び、籠に乗った人々や、沿道を歩く人々が活き活きと描かれている。鴨川と中島をつなぐ橋は板を渡しただけの仮橋で、人物との比較から幅が1.5mで長さが7m程の小さな橋と思われる。護岸の形状は不明であるが、石積等で整備されているようには見えない⁸⁾。川辺に敷物を敷いて座る人物は確認できるが、「床几形式」の床ではない。鴨川で泳ぐ姿も描かれており、日中の情景である。この17世紀前半の「洛中洛外図屏風」や「四条河原遊楽図」には、漁業や泳ぐ子どもが描かれていることから、人々と鴨川の関わりは日中が主であったと推察できる。阿部も「17世紀も半ばを過ぎると、四条河原遊楽図の典型モチーフに夕涼みが現れる」と指摘しており、紀行文や絵画資料に鴨川納涼床に関する記載がないことを逆説的

に捉え、鴨川納涼の始まりは17世紀半ば以降と考える⁹⁾。

(2) 1650年から1699年

(i) 鴨川納涼床の始まり

鴨川納涼床の始まった時期を明確に示す資料がないことから、「名所案内記」や「紀行文」等の中で、鴨川納涼床に関する記述のある文献から考察する。今回の分析に用いた資料の中で最も古い文献は、中川喜雲が寛文2(1662)年に記した『案内者』である。『案内者』の6月7日の祇園会に「その夜より四でうがはらには、三でうをかざりに茶屋の床あり。京都のしよにん毎夜すゝみにいづる。飴うり・あぶりどうふ・真瓜等の商人、よもすがら篝をたく、人の群集うたひどよめく事、野陣の夜るに相似たり」とある¹⁰⁾。この記述から、茶屋が床を出した河原では飴やあぶり豆腐、真瓜が売られ、篝火の中で京都の人々がどよめき、その様子は野陣の夜のようにであったことがわかる。鴨川納涼床が始まった年は明確ではないが、川嶋も指摘するように、『案内者』の記述にある四条河原から三条までの広い範囲で行われていることと、「夜陣の夜に相似たり」の表現に行事としての定着がみられることから、1650年代には始まっていたと推察できる¹¹⁾。

『案内者』の以前に発刊された名所案内記の記載について考察すると、同じ中川喜雲が明暦4(1658)年に記した『京童(巻第一)』には、四条河原での歌舞伎について多く記述があるが、鴨川納涼床に関する記述はない。同1658年に山本泰順が記した『洛陽名所集(巻之三)』においても、四条河原に関する内容は歌舞伎であり、他にも祇園会の記述はあるが、鴨川納涼床にはふれていない。ただ、記述のないことから、1658年に鴨川納涼床が行われていなかったとは言いきれないと考える。理由として、鴨川納涼床が既に行われている延宝6(1678)年に発刊された『京雀跡追』に「毎年六月七日より十四日まで御こしをと、められ(略)是より東は四條河原にて歌舞伎上りさま〜しよげい日〜やむことをゑすして貴賤らうにやく男女つどひあつまる事おひた、し印ニ不及是西へ入町」とあり、歌舞伎の賑わいのみを記述している¹²⁾。このことから、1658年の文献が歌舞伎のみの記述であっても、鴨川納涼床が行われている可能性は否定できない。歌舞伎と四条河原の関係については、『都名所図会(巻之二)』(1780年)の「四条河原夕涼み」の次項目にある「芝居」に「芝居は四条鴨川の東にあり。(略)五条河原橋の南にて興行しけるに、秀吉公伏見の城より上洛したまふとき、見物群衆し妨げに及ぶ。ゆゑに四条の河原にうつす。その後、中絶ありしところに、承応二(1653)年に村山又兵衛というふもの、四条河原中嶋にて再興し、また繩手四条の北にうつし、つひに寛文年中(1661-73年)にいまの地にうつして常芝居となる」とある¹³⁾。芝居を五条河原橋の南から四条河原に移したことについては、『京雀(巻第六)』(1665年)にも同様の記載があり、その後の経過も正しいと仮定するなら、鴨川納涼床が始まった1660年頃の四条河原は歌舞伎と納涼床が混在していたこととなる¹⁴⁾。

鴨川納涼床が始まった理由については、前述の『案内者』に6月7日の祇園会の項で鴨川納涼床が記されていることから、鴨川納涼床が祇園会の行事に関連していることがわかる。祇園会との関係については、『京羽二重織留（巻之一）』（1689年）の「四季行幸」に「六月七日 祇園會同御旅まいり十四日迄 今日より十八日迄四條川原床納涼」とあり、祇園社の神事として7日から14日まで行われる御旅まいりと、18日に行われる神輿洗と関係していることがわかる¹⁵⁾。その様子については、同『京羽二重織留（巻之二）』（1689年）の「奇観地」に「宮川納涼 毎年六月七日晩より十八日晩迄四條川夕涼又他にたぐひなき遊観也百千の燈火河水に移り敷萬の群客床の上にかむ甘瓜を漬し酒盃を流す風景言語にをよひがたし」とある¹⁶⁾。この「奇観地」で紹介されている他の項目が「仁和寺櫻」や「宇治川螢」、「廣澤月」など季節に応じた12の風物詩であり、宮川納涼はその一つとして紹介されている。宮川については、『名所都鳥（巻第二）』（1690年）に「四條河原。祇園の社をのまへにあるゆへに名づくなるべし」とあり、宮川納涼の名称からも鴨川納涼床が祇園会との関係が深いことがわかる¹⁷⁾。

一方で、名所旧跡や祭事などを記載する『雍州府志（第一）』（1686年）や『名所都鳥（巻第二）』では、鴨川（宮川）で5月30日と6月18日に行われる祇園会の神輿洗についての記述はあるが、鴨川納涼床の記述はないことから、鴨川納涼床が主要な祭事ではなかったことも踏まえてなければならない。

(ii) 鴨川納涼床の場所と期間

鴨川納涼床が行われていた場所については、『案内者』に四條河原から三条とあるから当初から御旅参りの参道となる四條通から鴨川を北に三条まで広がっていたことがわかる。その後、『堀河之水（巻二）』（1694年）に「北は三條の橋を境ひ。南は五條にをよぶまで」とあり、更に南の五條まで拡大していることがわかる¹⁸⁾。これは鴨川納涼床が経済行為として成功を示している。涼みが求められていることが確認できる資料として、有馬温泉への湯治に行く紀行文である『千種日記』の天和3（1683）年6月24日の記述に「四條河原のすゝみのころ、かゝる事はいとおほく侍るにといふ。日暮て家に入、ともし火とをうかゝげさせて、又さけのみ、わかき人、上瑠璃などかたりておもしろし」とある¹⁹⁾。その後に「湯あみなどする」とあり、床を用いた涼みかどうかは不明であるが、6月18日の神輿洗の後も四條河原で涼みを楽しんでいることがわかる。さらに暑くなる6月下旬から7月の期間も、納涼床を楽しみたいと思う人々が多かったのであろう。

鴨川納涼床の期間については、前述の祇園会との関係を示している『京羽二重織留』に6月7日から6月18日とある。この期間を示す文献としては、黒川道祐が記した『日次記事』（1676年）が、筆者の知る限りにおいて最も古い資料である。

『日次記事』の六月初七日の神事祇園会には「凡ソ今夜自り十八日ノ夜ニ至テ四條河原水陸寸地ヲ漏サ不床ヲ並ベ席ヲ設ケ良賤般樂ス。東西ノ茶屋桃燈ヲ張り行灯ヲ設ケ恰モ白昼ノ如シ。

是ヲ涼ミト謂フ」, 同書の十八日の神事祇園社神供に「夜ニ入りテ, 神輿ヲ洗ヒ, 則三社ノ神輿ヲ於神輿屋ニ納ム, 其式晦日之夜ノ如シ, 四条河原涼ノ床, 今夜ニ到テ, 則止ム」とある²⁰⁾。この7日と18日の記述により, 6月7日から神輿が戻る6月18日まで東西の茶屋が四条河原に行燈を置いた床几を並べ, これを「涼ミ」と称していたことがわかる。

(iii) 鴨川納涼床の内容

『日次記事』が示すもう一つの重要な点は, 河川一面に置かれた床几の所有が「東西の茶屋」であったことである。茶屋が置く床几に併せて, 河原では飴やあぶり豆腐や真瓜が売られ, 行燈の灯りで白日のようであったことが, これまでに述べてきた文献の記述からわかる。

この涼みの様子について, 四条全体の情景を描いた2点の「四条河原遊楽図」から考察する。サントリー美術館が所有する『四条河原風俗図巻』の説明には, 「寛永期(1624~44年)に制作された一連の四条河原図屏風では遊女歌舞伎が中核をなしていたのに対し, 本図ではむしろ, 四条通で働き, あるいは遊ぶ人々の諸相を詳細に描き出すことに関心が置かれていると考えられ, 延宝(1673~81年)頃の景観を, 人形芝居が流行した元禄期(1688~1704年)に入ってから回顧的に描いたものと推定されている」とある²¹⁾。この『四条河原風俗図巻』には, 中島と川沿いには茶屋, 川から離れると芝居小屋が描かれ, 茶屋からは張り出した「低床形式」の屋根のない床が描かれている。床几や行燈は描かれていない。護岸は板柵で, 橋は板を渡しただけの仮橋が架けられ, 人物と比較し幅は1mもなく, 長さは13m程である。子どもが川で遊んでいる姿も描かれており, 前述の『四条河原遊楽図』と同様に日中の情景である。

鴨川を描いた絵画の年代を特定するには, 護岸の形状が重要となる。その理由は, 吉越が『賀茂川筋絵図』から老中の板倉内膳正が寛文9~10(1669~70)年に整備した「寛文新堤」は, 右岸は今出川より, 左岸は二条より下流部が石積護岸で, それらより上流は土積であったことを示しているからである²²⁾。『四条河原風俗図巻』で描かれた護岸の描写が正確と仮定し, この視点を踏まえると護岸が板柵であることから1669年よりも前の情景を描いたこととなる。この絵図はサントリー美術館の説明にもあるように幾つかの時期が混在しているが, 鴨川納涼床の始まりを知ることができる作品といえる。

逸翁美術館の『鴨川遊楽図』は三条大橋から五条橋の間を描いており, 石積護岸から踏板で渡る川面に置いてある屋根のない床と, 茶屋から張り出した「低床形式」の床。中島には「床

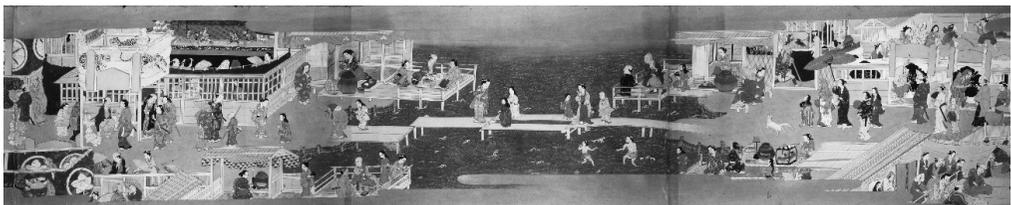


図1『四条河原風俗図巻』(サントリー美術館 所蔵)

几形式」の床を用いた茶屋が見られ、3つの床の形態が確認できる資料である。床の上に赤い毛氈を敷き、2人から3人が納涼を楽しんでいる。中島には楊弓場などが描かれているが、芝居小屋は見当たらない。また、提灯や行燈から夜の情景と推察できる。描かれた時期は護岸が石積であることから、寛文新堤が整備された1670年以降となる。寛文新堤が河川と住居地域を隔てる盛土による堤防でなく、河川の形状に応じて石積で護岸を整備していることもわかる。



図2『鴨川遊楽図』（逸翁美術館 所蔵）

他に同時代の絵画資料として、祇園社に奉納されている絵馬がある。この絵馬は年代が特定できる最も古い視覚資料とされる²³⁾。本絵馬の絵図は、文政2(1819)年に刊行された『扁額規範』に編纂されており、祇園社旅所之図、祇園社絵馬、延宝4(1676)年などと記載がある²⁴⁾。絵図の描かれている範囲は、鴨川左岸の白川から四条橋の下流、八坂神社から四条小橋までで、護岸は寛文新堤で整備された石積である。橋は3枚の板が使われた仮橋で、川面と中島には行燈の置かれた床几が設置され、2人から4人が納涼を楽しんでいる。前述の『四条河原遊楽図』との違いは、張り出した「低床形式」ではなく、「床几形式」の床が用いられ、中島には楊弓場だけで茶屋や見せ物小屋がないことである。同様に年代(1694年)が特定できる『堀河之水(巻二)』に描かれている鴨川納涼床では、全体の情景を知ることはできないが、詳細な様子を確認できる。「低床形式」の床の広さは約3m四方で、3名から5名が三味線や食事を楽しみながら涼をとっている。茶屋の名前が書かれた行燈も描かれている。

これらの絵画資料から17世紀の後期において、茶屋が行う鴨川納涼床には、石積護岸から渡る「低床形式」の床と、茶屋から張り出した「低床形式」の床。中島に置かれた「床几形式」の床の3つ形式があり、床には赤い毛氈が敷かれ、床の広さは約3m四方であった。絵図からは中島一面に人々が溢れ、歩く場所もないほどの賑わいには見えないが、中島には複数の楊弓場が描かれており、多くの人々が楽しんでいる様子がうかがえる。

17世紀後期の四条河原における大きな変化としては、四条河原の東側での芝居小屋の建築と「寛文新堤」の整備がある。芝居小屋の建築は、前述の『都名所図会(巻之二)』の「芝居」に記載があるように民間によって行われ、その場所は元禄4(1691)年に発刊の『京大絵図』から確認できる。元禄期に7つあった芝居小屋の南側が現在の京都四條南座(東山区 四條通大和

大路西入)の位置にあたる。

もう一つが、江戸幕府の指導で寛文9~10(1669~70)年に行われた鴨川の護岸整備である。吉越が指摘するように、寛文新堤の整備により鴨川と住居区域の区分が明確になり、住居地域の拡大と河川敷の縮小によって治安の確保も容易になったことで、夜間に行われる鴨川納涼床にとって良好な環境の創出につながったと考える²⁵⁾。また、石積の近くまで茶屋が建てられるようになり、屋根の付いた「低床形式」の床も整備されるなど、公儀が行った鴨川の護岸整備の意義は大きい。

(3) 1700年から1749年

(i) 鴨川納涼床の場所と期間

旅行者が巡りやすく社寺や名所を配列した『都名所車』(1714年)の「祇園社」に「七日の晩より四條の川原すゞみ上は三條の橋の下より松原まで川原の中にかりやを立茶やにすゞみ床をならべ商人はおもひ〜の見せをかざり其他太平記講談歌念佛あやをり品玉上りかたるさしもにひろき川原もおしあい群集せり」とある²⁶⁾。鴨川納涼床の場所は1694年に発刊の『堀河之水(巻二)』に記載のある三条の橋と五条の間から、20年間後の1714年には三条から松原までと、その規模が縮小したことがわかる。この理由として、若原が宝永5(1708)年3月8日の大火を受けて、鴨川納涼床が一時衰退したことを、『音無川』(1706年)の「祇園会の涼、ぼんと町西石垣に火をともしず川のうち涼床すくなく賑ひもなし」との記述から示しており、宝永の大火の影響により鴨川納涼床の区間も縮小したと推察できる²⁷⁾。

期間については、同『都名所車』の「都年中行事」に「六月十四日 同神事 七日より十四日まで四條寺町の御旅参り此間四條の川原夕涼とて諸色商人見世を出し茶やには川上に床をならべ遊興をなす十八日のみこし洗までなり」とあり、1714年において祇園会の御旅参りと神輿洗に関係した6月7日から18日までの期間に変わりがないことがわかる²⁸⁾。

(ii) 鴨川納涼床の内容

鴨川納涼床の楽しみ方については、元禄10(1697)年から享保19(1734)年の間の天変地異や政策的な事項などを記した見聞雑記である『月堂見聞集』の享保2(1717)年7月に「孔雀・鸚鵡・錦雞、音呼鳥等の見せ物有り、近年久敷生類の見世物御制禁の所、当年に至て御赦免故記之」とあり、1717年までは孔雀などの珍獣を見せ物にできなかった年が続いていたことがわかる²⁹⁾。茶屋など様子を記した『洛陽勝覧』に「六月七日より同十八日まで、すゞみあり。北は三条より南は四条二町迄、河原に道筋をわけ、川に床を掛、料理茶屋、水茶屋有、其外芝居、浄瑠璃、辻能、狂言人、水からくり、手つま、諸国珍物を見せ物にする事、その数をしらす。夥敷賑ひ、石垣町、川端、縄手裏、先斗町、西石垣町何れもかし床掛、雨天もいとわすやかましき程のさわき也」とある³⁰⁾。この内容から、四条河原の中島に道筋をつくり、料理茶屋

と水茶屋が床を並べ、浄瑠璃や辻能、手品なども演じられるなど、賑わっていることがわかる。鴨川沿いの石垣町、川端、縄手裏、先斗町、西石垣町も雨天に関係なく床を行っていることもあり、固定式の屋根のある「低床形式」の床も増え雨天も営業していることがわかる。これらのことから、17世紀後期における中島での楽しみが床と楊弓場であったのが、様々な芸能等が演じられるようになり、華やかさが増していることがわかる。

また、当時の様子を示す絵図としては『花洛細見図』（1704年）がある³¹⁾。前述の『堀河之水（巻二）』と同様に鴨川納涼床の部分図であり、全体の情景を知ることはできないが、詳細な様子を確認できる。「張出形式」の床は約3m四方で3名から5名が座り、三味線や食事を楽しみながら涼をとっている。絵の上部に、中村屋やえびす屋などの茶屋の名前が書かれた11基もの行燈が描かれており、茶屋の案内も兼ねているように見受けられる。

(iii) 水害への対応と運営に関わる組織

河川敷で行われる鴨川納涼床であることから、豪雨による被害も受けている。前述の『月堂見聞集』の享保6（1721）年6月17日に「夜より大雨、暁に至て鴨河筋洪水俄に出、茶屋、売物、見世物等の小屋、床諸道具一時に漂流仕候、男女五、六人も溺死行衛不知と在之候、尤四条・二条松原の仮橋も落申候」とある³²⁾。同様に享保19（1734）年6月6日の夜から風雨で「四条河原にて茶屋の小屋仕舞候者二人死す」（略）、「当六月六日比より一向不晴、四条河原満水、流の床一脚もかゝらず、涼場所も無之、十八日にも四条・松原・二条橋無之」と続く³³⁾。これらの記述から洪水によって鴨川納涼床が開催できない期間や、人命を失うこともあったことがわかる。

さらに洪水等に関しては、享保18（1733）年に「四条河原涼の内、唯今迄は惣て四条芝居主座本共、喧嘩口論行き倒れ者、又は俄に洪水の時は小屋を早速に片付、五条橋へ当り不申候様に致し来候、依之雑用として掛け茶屋、見せ物、芝居、商ひ見世等より、表口床三脚分と致し、裏行は構無之、一軒に付涼中銭百廿文づゝ取集め申候、当年は西石垣町之者は訴訟申上、芝居主へかまわせずして、我是を作配す、仍而表は床三脚の手前にて、銭四十八文増取なり、茶屋数は凡そ四百軒程、小屋掛け候者共大に迷惑す、放下師見せ物、道具見世等は、年々増減在之候、茶屋へ大方株数極り、四百軒程之由なり」と訴訟に関する記述がある³⁴⁾。

この記述だけを持って確証を得るには十分ではないが、鴨川納涼床は、茶屋を営業できる株制度が整い、その数は400軒ほどであったと読み取れる。また、鴨川納涼床を運営するために、死体の処理や洪水時に小屋を片付ける仕組みが整い、この仕組みには歌舞伎を演じる四条芝居小屋の主らが関係していたことがわかる。このために茶屋などの持ち主は、表の広さの床三脚分に対して百二十文を支払っていた。洪水が起こった際に、短時間に400軒の茶屋や見せ物、商いの施設を片付けるには、多くの人手が必要となることから、一定規模の集団がこの仕組みを支えていたと推察できる。小屋を片付ける理由が、公儀橋の五条橋を守るためであるこ

とも留意すべき点である。

また、この文面は、西石垣町の者の訴訟によって約400軒の茶屋と小屋掛け者が48文の支払いが増え迷惑していることを示しており、前述の『洛陽勝覧』の石垣町、川端、縄手裏、先斗町、西石垣町も雨天に関係なく床を行っているとの記述を踏まえると、約400軒の茶屋が集まって構成されている同業組合である株仲間は、石垣町や川端、縄手裏、先斗町、西石垣町などの各町単位に分かれる形態であったと推察できる。しかし、本稿で分析した文献には、株仲間の特権や幕府等への税の実態等の記述はなく、茶屋等の個別の文書から詳細を明確にしておく必要がある。

株には直接的に繋がらないが、鴨川納涼床を運営する組織に関する事項として、同『月堂見聞集』には鴨川納涼床の許可に関する記述がある。享保15(1730)年に「七月十八日より八月十八日迄、五霊の社御旅中、夷川通より今出川の出在家迄の間、河原の中に床を出し茶見世を拵へ、四条すゞみの格の通に仕度御願申上候処、大かた御赦免も可有様見え候へ共、河原御殿の方より用心悪敷間、成間敷由にて、此事暫く相止み候」とある³⁵⁾。この内容からは願い出た主は特定できないが、7月18日から8月18日の御霊神社の御旅所中の期間に、夷川通から今出川(出在家)までの間を四条涼みのように営業したいとの願い出に応じて、公儀も承認しうであったが河原御殿から用心が悪くなるとの異議があり、暫く止めるとしたことがわかる。この記述から、1730年の時点で三条大橋から上流で床を用いた納涼床が行われていなかったことや、公儀が鴨川で納涼床を行うための許可権限を有していたことがわかる。許可願いの期間が、御領神社の御旅所参りの期間であることから、1730年の時点で四条河原での鴨川納涼床の期間は、祇園会の6月7日から18日であったと推察できる。

この二つは鴨川納涼床の運営に関する重要な記述であり、次に要約する。

享保15(1730)年

- ・夷川通から今出川(出在家)の間で、四条河原と同様の納涼を行いたい願いあり。
- ・期間は御霊神社の御旅所参りの7月18日から8月18日であった。
- ・公儀も承認の方向だったが、河原御殿から用心悪いとの異議があり、暫くは不許可となる。

享保18(1733)年

- ・四条河原においては茶屋の株制度が整い、茶屋の数は400軒ほどであった。
- ・洪水時に小屋を片付ける、又、喧嘩等での死体も処理する仕組(組織)が存在し、四条芝居主らも関係していた。
- ・上記の仕事してもらうために、茶屋らは表の広さの床三脚分に対して百二十文を支払っていた。

二つの記述内容については、さらに多くの資料から検証を深めることが必要ではあるが、鴨川関係の事業に関する許認可権を持つ公儀、床の同業組合としての株、洪水や死体などに対応する組織と、それに関係する四条芝居主等の存在を示しており、鴨川納涼床が一定の仕組みの中で運営されていたと考えられる。

(4) 1750年から1799年

(i) 鴨川納涼床の場所と期間

『都名所図会（巻之二）』に「四条河原夕涼み は六月七日より始まり、同十八日に終わる」とあり、従来の6月7日から18日の期間が踏襲されている。場所に関する記述は四条河原のみで、その区間についての詳細な記述はない³⁶⁾。

その一方で、本居宣長が記した『在京日記』の宝暦6（1756）年7月29日に「廿九日のよ、四条川原へすゝみにいつ。近年、あとすゝみといひて、八朔迄は、すゝみのやうに茶屋の川床もあり」とあり、近年を何処までと捉えるかにもよるが、1750年の頃には、祇園会の期間だけでなく7月末までの約2ヶ月間にわたって鴨川納涼床が楽しまれていたことがわかる³⁷⁾。名称については「あと涼み」とあり、神事として始まった「涼み」とは区別されている。納涼床を行うには公儀の許可が必要であることを踏まえると、18世紀後期において鴨川納涼床は、公的には二つの行事で構成されていたことになる。

(ii) 鴨川納涼床の内容

同『都名所図会（巻之二）』には、「東西の青楼よりは川辺に床を設け、灯は星のごとく、河原には床机をつらねて流光に宴を催し（略）猿の狂言、犬の相撲、曲馬、曲枕、麒麟の綱渡り」などの記述があり、動物を用いた様々な大道芸が行われていたことがわかる³⁸⁾。全体の情景については、『都名所図会（巻之二）』と『都林泉名所図会（巻一）』の絵図から確認できる。『都名所図会（巻之二）』の絵図は、西側から四条河原を見た図で、白河から下流が描かれている³⁹⁾。右岸には、張り出した「低床形式」の屋根のある同じ形状の床が一行に並び、中島の川辺には「床几形式」の床が所せましと置かれている。中島には形状が異なる、茶屋や見世物などの小屋が建ち並び、芝居、猿の狂言、犬の相撲、曲馬、曲枕、麒麟の綱渡り、のぞきからくりなどを楽しむ他、香煎や田楽豆腐、スイカなど売る店なども多く、歩く場所もないほどの賑わいで、17世紀に描かれた「四条河原遊楽図」とは様相が異なる。

特に興味深い情景として、白川から四条下流までの左岸（東側）は高水敷きから板柵で河川側に敷地を確保し、同じ形式の茶屋が石積の上に建ち並び統一的な景観をつくっている。このような景観をつくるには、建物の形状や利用方法などで一定のルールが必要となり、400軒の茶屋で構成する株仲間の下部組織が町単位にあったと推察できる。

詳細については、『都林泉名所図会』の絵図「四條河原夕涼」で確認できる⁴⁰⁾。河川敷の一

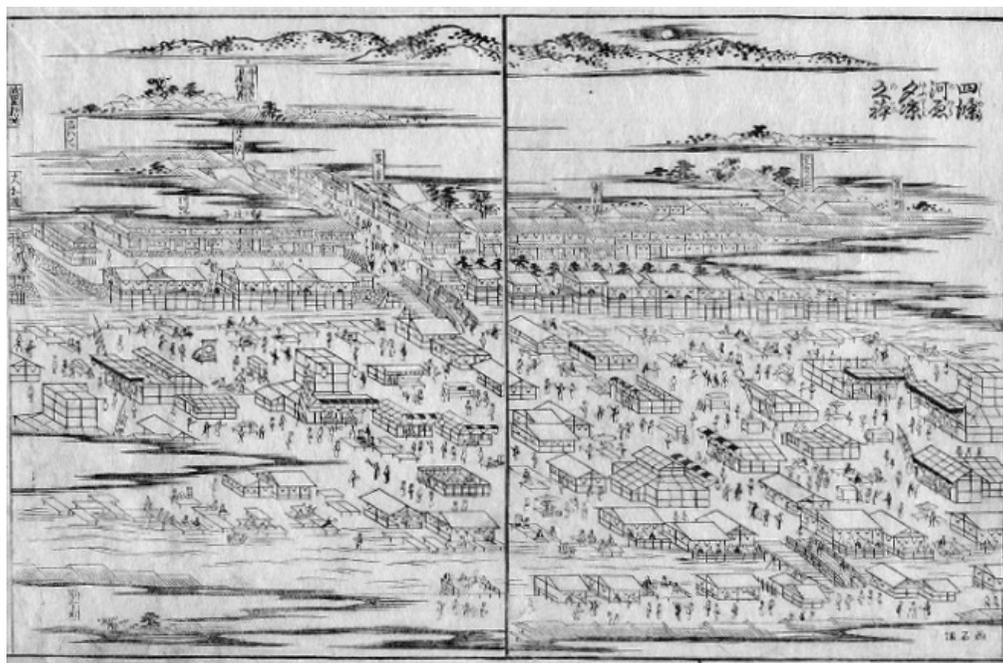


図3『都名所図会（巻之二）』（1780年）（国際日本文化研究センター 所蔵）

面に並べられた床几には、女性が座り客の相手をしている。床几に置かれた行燈から、どこの茶屋の床であるかがわかる。中島には芝居小屋、のぞきからくり、香煎や田楽豆腐、スイカなど売る店と歩く場所もないほどの賑わいである⁴¹⁾。護岸は板柵で高水敷きから上は石積。石積の上に茶屋。その茶屋からは高水敷に張り出した「低床形式」の床。屋根を支える柱も描かれおり、右岸の情景と推察する。特殊な護岸の形状から寛文新堤の整備後に営業する茶屋が共同で板柵護岸を整備し、茶屋の前に床を置き、雨天でも鴨川納涼床を楽しめるように、柱を建て屋根を付けたと考える。

18世紀後半の最大の変化は、6月から7月末までの約2ヶ月間にわたって鴨川納涼床が楽しむことができるようになったことである。それに伴い、中島が歓楽地のような賑わいをみせ、



図4『都林泉名勝図会（巻一）』（1799年）（国際日本文化研究センター 所蔵）

鴨川納涼床が更なる経済的な効果を生み出していることがわかる。

(5) 1800年から1868年

(i) 鴨川納涼床の場所と期間

19世紀に入ると、紀行文や見聞雑記等には鴨川納涼床に関する記述も多く、前述の『月堂見聞集』の享保15(1730)年の記述で許可を求めている二条河原周辺での納涼床が認められたことを示す紀行文がある。江戸後期の戯作者である滝沢馬琴が、享和2(1802)年に訪れた京都の印象を記した『鞆旅漫録』の「河原のすゞみ」に「四条には義太夫或は見せもの等いろ〜あり。二条河原には大弓・楊弓・見せ物もあれど四条尤にぎはへり。(略)糺にも茶屋・酒店等川に床几を出し、数々の料理をひさぐ。四条・二条は茶店のみなり。納涼の人弁当をもち来りて、河原にてひらく、すべて京師の人は遊山にかならず弁当をもちゆくなり。(略)只店上ものをくらふものは、旅客と祇園の嫖客のみ、ゆゑに物みな価尊し。(略)糺のすゞみは昼なり、夜は茶店なし、是道遠き故なるべし」とある⁴²⁾。この記述から鴨川の二条河原でも納涼床を楽しめたことがわかる。また、二条河原においては大弓・楊弓・見せ物小屋。四条河原では義太夫や見せ物と、二条河原と四条河原を区別して記載していることから、この二つは運営等が別であった可能性もある。

期間については、『旅日記』(1818年)の6月の記述に「七日(略)此夜より四条河原涼み初り賑成事、京都年中の第一とす。委細は図を見て知るべし。すゞみは十八日を仕舞とす」とある⁴³⁾。その一方で、文久元(1861)年に記された『漫遊日記』で筆者の花房駿は、6月1日に四条、11日に四條、13日に二条辺り、15日に四條川中、17日の昼に糺の森、19日に四條松原辺り、21日に四條で納涼を楽しみ、22日に帰路についており、三日に一度の割合で納涼を楽しんでいる⁴⁴⁾。この二つの文献から、18世紀と同様に祇園会の期間に行われる「涼み」と、引き続いて行われる「あと涼み」だけでなく、花房駿が6月1日にも鴨川納涼床を楽しんでいることから、祇園会の御旅参りの前にも期間が広がっていることがわかる。

(ii) 鴨川納涼床の内容

前述の『鞆旅漫録』には、四条には義太夫や見世物がいろいろあるとあり、1802年においては18世紀の賑わいを継続している。その一方で、京都の人々は弁当持参で納涼床を楽しみ、茶屋を利用するのは旅行者や祇園で遊ぶ人だけとの記述がある。京都の人々が弁当持参で楽しむ記述は儉約だけでなく、藤原道綱の母が『かげろふ日記』に走井ですいは等を楽しむ情景を記しているように、1000年以上も前から行楽地で弁当を楽しんできた京都の文化的な一面も示している⁴⁵⁾。

旅人が納涼床を楽しむ回数については、『漫遊日記』の筆者である花房駿の行動が一般的であったかどうかの判断が必要ではあるが、三日に一度の割合で四條だけでなく二条や松原、糺

の森で納涼を楽しんでおり、納涼床は京都観光において重要な位置づけがあったと考える。

その情景を『鴨川風雅集』に掲載されている山口素絢、清瀾、西村芳園の作品から確認する⁴⁶⁾。円山応挙に絵を学んだ山口素絢(1759～1818年)は中島の西瓜などの物売りや床几などを描いているが、小屋などが立ち並んでいるようには見えない。清瀾が描く中島にも、屋根のある小屋は数軒と、『都名所図会(巻之二)』の絵図とは様相が異なる。江戸末期の西村芳園の作品に至っては中島には人の姿だけで床几すら描かれていない。絵画資料においても中島に茶屋などの建物は、1700年代と比較して減少している。理由は不明だが、19世紀に入り京都の人々の鴨川納涼床の楽しみ方が変わってきたと考える。1700年代と異なり動物を用いた大道芸や芸能が行われなくなった理由については、社会環境の変化を踏まえて考察を深める必要がある。

一方で京都における納涼は広がっており、『及瓜漫華』(1858～59年)に「納涼 かも川茶店、札川茶店、清水うかぶせ、木や町筋座敷、三本木座敷、高瀬筋生洲、聖護院の森、知恩院山門、伏見弾正町、さが渡月橋」と、10ヶ所が紹介されている⁴⁷⁾。これらの記述から19世紀に入ると、京都の各地で納涼が楽しまれていたことがわかる。

4 おわりに

鴨川納涼床に関する江戸期の資料「名所案内記・地誌」、「紀行文・見聞雑記」、「絵画」を分析し、社会環境の変化も踏まえて半世紀毎の特性と変化について考察した。その結果、茶屋が祇園会に関係して四条河原を中心に17世紀の中ごろから始めた鴨川納涼床は、江戸期を通して同じ状況ではなく場所、期間、内容等が変化してきたことが明らかとなった。

その内容をまとめると、場所は鴨川納涼床が祇園会の御旅参りと神輿洗に関連していることから、鴨川の四条通を中心に始まった。当初は四条河原から三条までの間であったのが、17世紀の末には三条から五条まで拡大し、18世紀に入ると宝永の大火(1708年)の影響を受けたのか三条から松原橋に縮小している。その後、19世紀には二条河原でも鴨川納涼が行われることとなった。期間については当初の6月7日から18日の12日間から、18世紀半ばには「後涼み」として7月末まで行われるようになり、江戸後期になると6月1日に鴨川納涼床を楽しむ紀行文から6月から7月の2か月間に渡って行われていたことがわかる。その内容は、当初の茶屋が行う納涼床と歌舞伎が混在する時期を経て、1700年代には様々な芸能や動物による大道芸などで賑わうようになったが、19世紀に入ると茶屋中心の形態に移行している。この発展には鴨川と住居地域の境界を明確にした寛文新堤の整備(1669～70年)が、大きな役割を果たしている。

また、資料数が乏しいが、鴨川納涼床の運営の仕組みとして、公儀が鴨川納涼床の許可権限を持ち、納涼床を営業する約400軒の茶屋が株制度を構築している他、洪水や死体処理に対応

する四条芝居主らともう一つの組織体の存在を示した。今後は、この仕組みを立証する文献が発見され、実態が明らかになることを願う。さらには、明治以降の状況についても田中や林などの研究等も踏まえて体系的に整理する必要がある^{48, 49)}。

現在、鴨川の右岸では約 100 店舗が二条から五条までの間で高床形式の床を用いて営業しており、その期間については京都府が 1999 年と 2000 年に期間の延長を認めたことに伴い、5 月 1 日から 5 月 31 日までを「皐月の床」、6 月 1 日から 8 月 16 日までを「本床」、8 月 17 日から 9 月 30 日までを「後涼み」と称し、江戸期（旧暦の 6 月から 7 月）の 2.5 倍に当たる 5 か月間にわたり多くの人々が鴨川納涼床を楽しむことができるようになった。店舗数も 1960 年ごろの 40~50 店舗から 2017 年には 99 店舗を京都府が許可するなど、期間・規模の両方が拡大しており、鴨川納涼床が持つ経済的価値は高い。鴨川納涼床は経済的価値に併せて、鴨川の浅い水深と隣接して住居地域を有する地理・地形的な特性等を活かし、祇園会の祭事として河川内の床で涼む行為が始まり、洪水対策の河床掘削などに対しても「高床形式」の床を用いるなどの工夫を重ねる中で、350 年以上も続いてきた文化的価値も有している。現在、この経済的価値と江戸前期から継承してきた文化的価値を高め、同様の形態での河川の活用を全国へと拡げることが必要と考える。

従来、河川法において認められていなかった営業目的で河川を占用する納涼床（川床）は、京都の事例も参考に 2004 年に特例措置がなされ、河川局長が指定した堂島川等（大阪市）で実施された。この流れを受け 2011 年に河川敷地占用許可準則が改正され、特例措置が恒久化されることとなった。この京都モデルとも言うべき納涼床を他地域に広げていくことが、河川の価値を高め、河川を中心にした街づくりを進めるうえで重要と考える。

最後に、2012 年 9 月 21 日に拝聴した横田冬彦氏の講演が参考になったこと、お世話になった京都府立京都学・歴彩館の方々にお礼申し上げたい。

注

- 1) 若原史明（1922）：四條河原の納涼，風俗研究，p. 14-p. 19
- 2) 川嶋将生（1999）：『「洛中洛外」の社会史』，思文閣出版，p. 6-p. 29
- 3) 田中尚人，川崎雅史，牧田通（1999）：水辺におけるアメニティの変遷に関する研究—京都鴨川の納涼床を対象として—，土木計画学研究・論文集，No16. p. 480-p. 482
- 4) 新修京都叢書刊行會（1967）：『新修 京都叢書（巻一）』，臨川書店，凡例
- 5) 生田耕作（1990）：『鴨川風雅集』，京都書院，p. 31. p. 50. p. 118
- 6) 川嶋将生（1999）：『「洛中洛外」の社会史』，思文閣出版，p. 17
- 7) （2015）：『特別展 京を描く—洛中洛外図の時代—』図録，京都文化博物館，p. 112
- 8) 静嘉堂文庫美術館 株式会社 DNP アートコミュニケーションズ，ホームページ <https://images.dnpartcom.jp/ia/workDetail?id=SAMA2051X002>
- 9) 阿部彩子（1998）：四条河原遊楽図の成立と展開，待兼山論叢. 美学篇. 32, p. 59
- 10) 森銃三，北川博邦（1983）：『続日本随筆大成 別巻』，吉川弘文館，p. 280
- 11) 川嶋将生（2010）：『祇園祭 祝祭の京都』，吉川弘文館，p. 177

- 12) 新修京都叢書刊行會 (1967) : 『新修 京都叢書 (卷一)』, 臨川書店, p. 359
- 13) 市古夏生, 鈴木健一 (1999) : 『新訂 都名所図会 一』, ちくま学芸文庫, p. 128-p. 129
- 14) 新修京都叢書刊行會 (1967) : 『新修 京都叢書 (卷一)』, 臨川書店, p. 258-p. 259
- 15) 新修京都叢書刊行會 (1969) : 『新修 京都叢書 (卷二)』, 臨川書店, p. 350
- 16) 新修京都叢書刊行會 (1969) : 『新修 京都叢書 (卷二)』, 臨川書店, p. 390
- 17) 新修京都叢書刊行會 (1968) : 『新修 京都叢書 (卷五)』, 臨川書店, p. 57
- 18) 新修京都叢書刊行會 (1968) : 『新修 京都叢書 (卷五)』, 臨川書店, p. 314
- 19) 駒敏郎, 村井康彦, 森谷尅久 (1991) : 『史料 京都見聞記 (卷一)』, 法藏館, p. 172
- 20) 新修京都叢書刊行會 (1968) : 『新修 京都叢書 (卷四)』, 臨川書店, p. 242, p. 254
- 21) サントリー美術館コレクターデータベース, ホームページ <http://sma-collection.suntory.co.jp/detail.php>
- 22) 吉越昭久 (2006) : 京都・鴨川の「寛文新堤」建設に伴う防災効果, 立命館文學, 593号, p. 639
- 23) 川嶋将生 (2010) : 『祇園祭 祝祭の京都』, 吉川弘文館, p. 175
- 24) 新修京都叢書刊行會 (1968) : 『新修 京都叢書 (卷八)』, 臨川書店, p. 476-p. 492
- 25) 吉越昭久 (2006) : 京都・鴨川の「寛文新堤」建設に伴う防災効果, 立命館文學, 593号, p. 634
- 26) 新修京都叢書刊行會 (1968) : 『新修 京都叢書 (卷五)』, 臨川書店, p. 495
- 27) 若原史明 (1922) : 四條河原の納涼, 風俗研究, p. 17
- 28) 新修京都叢書刊行會 (1968) : 『新修 京都叢書 (卷五)』, 臨川書店, p. 520
- 29) 駒敏郎, 村井康彦, 森谷尅久 (1992) : 『史料 京都見聞記 (卷四)』, 法藏館, p. 60
- 30) 駒敏郎, 村井康彦, 森谷尅久 (1991) : 『史料 京都見聞記 (卷一)』, 法藏館, p. 351
- 31) 新修京都叢書刊行會 (1968) : 『新修 京都叢書 (卷八)』, 臨川書店, p. 120-p. 121
- 32) 駒敏郎, 村井康彦, 森谷尅久 (1992) : 『史料 京都見聞記 (卷四)』, 法藏館, p. 82
- 33) 駒敏郎, 村井康彦, 森谷尅久 (1992) : 『史料 京都見聞記 (卷四)』, 法藏館, p. 126-p. 127
- 34) 駒敏郎, 村井康彦, 森谷尅久 (1992) : 『史料 京都見聞記 (卷四)』, 法藏館, p. 124
- 35) 駒敏郎, 村井康彦, 森谷尅久 (1992) : 『史料 京都見聞記 (卷四)』, 法藏館, p. 104
- 36) 市古夏生, 鈴木健一 (1999) : 『新訂 都名所図会 一』, ちくま学芸文庫, p. 125
- 37) 駒敏郎, 村井康彦, 森谷尅久 (1991) : 『史料 京都見聞記 (卷二)』, 法藏館, p. 52
- 38) 市古夏生, 鈴木健一 (1999) : 『新訂 都名所図会 一』, ちくま学芸文庫, p. 125
- 39) 市古夏生, 鈴木健一 (1999) : 『新訂 都名所図会 一』, ちくま学芸文庫, p. 126-p. 127
- 40) 新修京都叢書刊行會 (1968) : 『新修 京都叢書 (卷九)』, 臨川書店 p. 106-p. 109
- 41) 宗政五十緒・西野由紀 (1997) : 『京都名所図会 絵解き案内』, 小学館, p. 41
- 42) 駒敏郎, 村井康彦, 森谷尅久 (1991) : 『史料 京都見聞記 (卷二)』, 法藏館, p. 428
- 43) 駒敏郎, 村井康彦, 森谷尅久 (1991) : 『史料 京都見聞記 (卷三)』, 法藏館, p. 33
- 44) 駒敏郎, 村井康彦, 森谷尅久 (1991) : 『史料 京都見聞記 (卷三)』, 法藏館, p. 338-p. 339
- 45) 鈴木知太郎, 川口久雄, 遠藤嘉基, 西下經一 (1957) : 『日本古典文學大系 20』, 岩波書店, p. 194
- 46) 生田耕作 (1990) : 『鴨川風雅集』, 京都書院, p. 31, p. 50, p. 118
- 47) 駒敏郎, 村井康彦, 森谷尅久 (1992) : 『史料 京都見聞記 (卷五)』, 法藏館, p. 330-p. 331
- 48) 田中緑紅 (1969) : 『京の三名橋 四條大橋』, 緑紅叢書 4 の 12, p. 25-p. 32
- 49) 林倫子 (2015) : 京都鴨川川中における明治期の夏季納涼営業の変遷一日出新聞・京都日出新聞の記事を中心に一, 土木学会論文集 D1, Vol. 71, p. 26-p. 36

Evolution of the Kamo Riverside Summer Terraces in Kyoto

A study based on Guides to Famous Places (Meisho Annaiki), Travel Notes (Kikoubun), and contemporary paintings

Michihisa SUZUKI

Abstract

The Kamo Riverside Summer Terraces comprise a long row of around 100 restaurants on the west side of the Kamo River, in the middle of the City of Kyoto. They are very popular during the summer months, when they are visited by many people. Their origin dates back to the early Edo period (about 350 years ago). For our research, we have drawn primarily upon documents from that period, from specialized fields, although unfortunately the dates they refer to are not always precise.

How and why the Terraces were established along the river is not completely clear. In order to examine the origins and transformations of the Summer Terraces over the years, taking into account the social context, we have relied heavily upon Guides to Famous Places (Meisho Annaiki), Travel Notes (Kikoubun), and contemporary paintings. Our findings indicate that the terraces at Shijo were originally built for the nearby Gion Tea Houses, for holding religious events, and that they gradually expanded, both up and down the river, and into the spring and autumn months.

There are other indications of evolution, as well. For example, in the beginning there was rivalry between the Terraces and the popular entertainments of Kabuki Theaters. Over time, interest in the shows on the Terraces, in the tea house-style, increased. Another important development was the role played by the construction of a new embankment during the Kanbun Era (1661–1673), because it established a clear distinction between the inhabited areas and the river itself.

Only a few documents deal directly with the origins of the Kamo Riverside Summer Terraces. Fortunately, we have been able to increase our understanding by also examining a variety of official documents (property deeds from the tea houses concerning the Terraces, accounts of the removal of the structures during floods, and records relating to the removal of dead bodies following quarrels).

Keywords: Kamo Riverside Summer Terraces, the Gion Festival, Kamo River, Shijō-kawara, Famous Places Guides

